

諮問庁：豊橋市監査委員

諮問日：令和 6 年 3 月 22 日（諮問第 134 号）

答申日：令和 7 年 5 月 2 日（答申第 116 号）

事件名：「最低制限価格についての監査請求」に関する文書の一部公開決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

豊橋市監査委員（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「最低制限価格についての監査請求」に関する文書の一部公開決定については、別紙 3 記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 5 年 10 月 3 日付け公文書公開請求書で、公文書の公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、別紙 1 のとおり記載されており、審査請求人は、特定の工事の住民監査請求に関する公文書の公開を求めている。
- 2 処分庁は、令和 5 年 10 月 17 日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。公文書一部公開決定通知書の「公文書の件名」欄には、別紙 1 のとおり記載されている。
- 3 処分庁は、別紙 2－1 記載の文書を対象文書とし、別紙 2－2 記載の部分を、別紙 2－2 記載の理由で非公開として、審査請求人に対象文書を公開した
- 4 審査請求人は、令和 5 年 11 月 21 日、原処分を不服として、審査庁に対し、審

査請求を行った。

- 5 処分庁は、令和 6 年 2 月 9 日、原処分で非公開とした部分のうち、別紙 2－3 記載の部分を、別紙 2－3 記載の理由で原処分を取消し、同日、審査請求人に対し、再度の一部公開決定を行い、当該部分を公開した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和 5 年 11 月 21 日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和 7 年 3 月 31 日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和 5 年 10 月 17 日付け 5 豊監査第 37 号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第 6 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。処分庁が、条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした部分については、個人情報であるため、争わない。

2 審査請求の理由

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 6 号又は第 7 号の「おそれ」は、法的蓋然性を有する場合をいうが、処分庁から、同号の「おそれ」があるかについて、具体的な説明がない。
- (2) 請求の対象となっている監査意見は既に公表されている。そのため、非公開部分を公開しても、同号の「おそれ」があるとはいえない。
- (3) 別の公開請求では公開された部分が、本件審査請求に係る一部公開決定においては、非公開とされた。対応が異なることは、問題である。
- (4) 住民監査請求の対象となった工事では、入札書記載金額が同額の会社が複

数あり、その金額は、最低制限価格と同じであった。予定価格や最低制限価格は入札前には公表されないから、このような結果は考えられない。対象文書の非公開部分が公開されないと、この問題に対する監査委員の判断過程が分からない。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性について

- (1) 対象文書は、監査委員会議の会議録や同会議の資料である。そして、非公開とした部分は、監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- (2) 別の公文書公開請求で取得した文書では公開されたと、審査請求人が主張する部分については、原処分を一部取り消した上で、審査請求人に対して改めて公開している。そのため、条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした部分は、既に全て公開している。

2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第6号に該当するため、原処分は適法に行われた。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月22日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和7年3月31日 審議
- ④ 同日 口頭意見陳述の実施

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第6号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第6号は、市の機関並びに国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されている場合は、非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと解される。

- (2) そのため、「不当に損なわれるおそれ」とは、中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることで、外部の不当な圧力や干渉等を受けることにより意思決定が歪められたり、誤解や筋違いの批判等を招いて自由率直な意見交換が妨げられたりするおそれがある等、公開することによる利益を考慮しても、なお公開による支障が重大であり、非公開とすることが合理的と認められる場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第6号該当性について

(1) 対象文書①について

ア 対象文書の会議録中、発言内容部分が非公開とされている。当該部分には、住民監査請求の要件審査に関する審査概要や審査結果が記載されている。これらの記載は、一般的な内容であり、審査の内容に影響を及ぼす内容ではない。本件では、対象文書に記載されている住民監査請求については、既に監査意見が市のホームページで公開されており、監査請求が受理されたことは明らかであるから、公開されたとしても、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない

い。したがって、条例第6条第1項第6号に該当しないから、公開すべきである。

イ 上記のとおり発言内容は公開すべきであるところ、発言者の氏名を公表すると、発言内容と発言者が結びつき、誰がどのような発言をしたのかが明らかになるため、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員は自分の発言が公開されることを念頭に置いて発言しなければならなくなり、その結果、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、発言者の氏名は、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

(2) 対象文書②について

ア 対象文書の会議録中、発言内容部分が非公開とされている。そのうち、議題1から議題4までに係る部分には、既に公表されている決算審査意見について審査する段階で着目すべき点等に関して監査委員が発言した内容、意見書案の体裁に関する指摘、審査に関して監査委員が質問したい事項等が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議ではなく、監査委員の意思形成に影響を及ぼすとはいえない。そのため、公開されたとしても、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。したがって、条例第6条第1項第6号に該当しないから、公開すべきである。

イ 議題5に係る部分には、監査請求の関係者に対する確認事項の有無や内容、前回手続からの変更点等が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議ではなく、監査委員の意思形成に影響を及ぼすとはいえない。そのため、公開されたとしても、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換

や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。したがって、条例第6条第1項第6号に該当しないから、公開すべきである。

ウ 上記のとおり発言内容は公開すべきであるところ、発言者の氏名を公表すると、発言内容と発言者が結びつき、誰がどのような発言をしたのかが明らかになるため、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員は自分の発言が公開されることを念頭に置いて発言しなければならなくなり、その結果、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、発言者の氏名は、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

(3) 対象文書③について

ア 対象文書の会議録中、発言内容部分が非公開とされている。当該部分には、監査結果の方向性について監査委員が発言した内容や、監査意見書に記載する内容について審議した結果等が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議であり、監査委員の意思形成過程そのものである。そのため、公開されると、監査委員の氏名は公表されており、監査請求人等の関係者も監査委員に接触することが可能であるから、今後同種の監査請求において、監査委員が審議する際に意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

イ 発言内容が非公開とされたとしても、発言者の氏名が公開されると、監査意見結果という重要な意思形成を行う場において、誰がどの程度発言したかという事実や、逆に誰が発言しなかったかという事実が明らかになり、今後同種の監査請求について監査委員が審議する際に、発言の有無が明らかになることを懸念する委員が、適切に意見を述べることができなくなるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第6号に該当するから、非

公開とするのが、妥当である。

(4) 対象文書④について

ア 対象文書の会議録中、発言内容部分が非公開とされている。議題 1 から議題 3 までに係る部分には、決算審査意見の審査段階で着目すべき点等についての発言や、監査意見書案の体裁に関する指摘が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議ではなく、監査委員の意思形成に影響を及ぼすとはいえない。そのため、公開されたとしても、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。そのため、条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当しないから、公開すべきである。

イ 議題 4 に係る部分には、監査結果の方向性について監査委員が発言した内容や、監査意見書に記載する内容について審議した内容等が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議であり、監査委員の意思形成過程そのものである。そのため、公開されると、監査委員の氏名は公表されており、監査請求人等の関係者も監査委員に接触することが可能であるから、これらの記載が公開されると、今後同種の監査請求において、監査委員が審議する際に意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

ウ 発言内容を公開すべき部分については、発言者の氏名を公表すると、発言内容と発言者が結びつき、誰がどのような発言をしたのかが明らかになるため、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員は自分の発言が公開されることを念頭に置いて発言しなければならなくなり、その結果、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

また、発言内容を非公開とするのが妥当な部分についても、発言者の氏名が公開されると、監査意見の結果という重要な意思形成を行う場において、誰がどの程度発言したかという事実や、逆に誰が発言しなかったかという事実が明らかになり、今後同種の監査請求について監査委員が審議する際に、発言の有無が明らかになることを懸念する委員が、適切に意見を述べることができなくなるおそれがある。

そのため、いずれにせよ、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

エ 対象文書の監査意見書案は、公表されている監査意見書の作成過程で作成された案であり、途中で検討された内容が反映されて、現在公表されている監査意見書となる。そのため、非公開部分が公開されると、監査委員が監査意見書を作成する過程での意見の変遷過程が明らかとなるため、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

(5) 対象文書⑤について

ア 対象文書の会議録中、発言内容部分が非公開とされている。議題1に係る部分については、健全化判断比率審査意見について、審査の段階で着目すべき点等について監査委員が発言した内容や、意見書案の体裁に関する指摘が記載されている。これらの記載は、意見内容の実質的な審議ではなく、監査委員の意思形成に影響を及ぼすとはいえない。そのため、公開されたとしても、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえない。そのため、条例第6条第1項第6号に該当しないから、公開すべきである。

イ 議題2に係る部分については、監査請求人が行った監査請求に対する監

査結果の方向性について監査委員が発言した内容や、監査結果や意見書に記載する内容について審議した内容が記載されている。そのため、公開されると、監査委員の氏名は公表されており、監査請求人等の関係者も監査委員に接触することが可能であるから、これらの記載が公開されると、今後同種の監査請求において、監査委員が審議する際に意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

ウ 発言内容を公開すべき部分については、発言者の氏名を公表すると、発言内容と発言者が結びつき、誰がどのような発言をしたのかが明らかになるため、今後同種の事案について監査委員が審議する際に、監査委員は自分の発言が公開されることを念頭に置いて発言しなければならなくなり、その結果、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

また、発言内容を非公開とするのが妥当な部分についても、発言者の氏名が公開されると、監査意見の結果という重要な意思形成を行う場において、誰がどの程度発言したかという事実や、逆に誰が発言しなかったかという事実が明らかになり、今後同種の監査請求について監査委員が審議する際に、発言の有無が明らかになることを懸念する委員が、適切に意見を述べることができなくなるおそれがある。

そのため、いずれにせよ、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

エ 対象文書の監査意見書案は、公表されている監査意見書の作成過程で作成された案であり、途中で検討された内容が反映されて、現在公表されている監査意見書となる。そのため、内容は公表されている監査意見書とは異なる場合があるから、非公開部分が公開されると、監査委員が監査意見

書を作成する過程で、どのような点について検討を行い、どのような意見を有していたかという、意見の変遷過程が明らかとなる。そのため、監査意見書案公開されると、監査委員が意見を述べることを躊躇し、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第6号に該当するから、非公開とするのが、妥当である。

3 結論

以上のことから、原処分については、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙3記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第6号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第6号に該当しないから公開すべきであると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理者） 赤本 優 委員 河北 洋介 委員 菅生 剛弘

(別紙１) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容と公文書一部公開決定通知書における「公文書の件名」の内容

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
令和５年７月４日付の豊橋市職員措置請求書における監査結果に至る １．出席委員 ２．関係職員 ３．監査議事録 ４．各委員の質疑応答等 ５．委員会の回数日時等の資料の一切

公文書の件名
令和５年７月４日付の豊橋市職員措置請求書における監査結果に至る １．出席委員 ２．関係職員 ３．監査議事録 ４．各委員の質疑応答等 ５．委員会の回数日時等の資料の一切

(別紙 2 - 1) 対象文書

対象文書の名称
① 令和 5 年 7 月 13 日開催の監査委員会議に関する資料 ・ 会議録 ・ 【資料 1】住民監査請求に係る要件審査 ・ ≪様式 7≫住民監査請求に伴う監査実施計画表 ② 令和 5 年 7 月 20 日開催の監査委員会議に関する資料 ・ 会議録 ・ ≪様式 9≫住民監査請求に伴う確認事項（請求人） ・ ≪様式 9≫住民監査請求に伴う確認事項（財務部契約検査課） ・ 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準 ③ 令和 5 年 8 月 2 日開催の監査委員会議に関する資料 ・ 会議録 ・ ≪様式 9≫住民監査請求に伴う確認事項（財務部契約検査課） ・ ≪様式 9≫住民監査請求に伴う確認事項（請求人） ・ 住民監査請求 請求人陳述 ・ 住民監査請求 関係職員調査記録 ④ 令和 5 年 8 月 16 日開催の監査委員会議に関する資料 ・ 会議録 ・ 監査意見書案 ⑤ 令和 5 年 8 月 23 日開催の監査委員会議に関する資料 ・ 会議録 ・ 監査意見書案

(別紙 2 - 2) 対象文書のうち、非公開とした部分

ア：「①令和 5 年 7 月 13 日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 議題 1 及び議題 2 に係る部分	
【資料 1】住民監査請求に係る要件審査	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
・ 請求人の住所	

イ：「②令和 5 年 7 月 20 日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 議題 1 に係る部分から議題 6 に係る部分まで及び特記事項	
《様式 9》住民監査請求に伴う確認事項（請求人）	同上
・ 「確認事項」の欄、「メモ」の欄及び「着眼点」の欄	
《様式 9》住民監査請求に伴う確認事項（財務部契約検査課）	同上

・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
---	--

ウ：「③令和５年８月２日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・議題１に係る部分	
≪様式９≫住民監査請求に伴う 確認事項（請求人）	同上
・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
≪様式９≫住民監査請求に伴う 確認事項（財務部契約検査課）	同上
・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
住民監査請求 請求人陳述	公にすることにより監査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
・タイトル、日時、出席した監査委員氏名、傍聴者人数を除く全て	

住民監査請求 関係職員調査記録	同上
・タイトル、日時、出席した監査委員氏名、傍聴者名を除く全て	

エ：「④令和５年８月１６日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・議題１に係る部分から議題５に係る部分及び特記事項欄	
監査意見書案	同上
タイトル、日付及び監査委員名を除く全面	

オ：「令和５年８月２３日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・議題１及び議題２に係る部分	
監査意見書案	同上

タイトル、日付及び監査委員名 を除く全面	
-------------------------	--

(別紙 2 - 3) 原処分を一部職権で取り消し、審査請求人に公開した部分

ア：「①令和 5 年 7 月 13 日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	原処分を取り消して公開することとした理由
会議録	条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当しないと判断したため。
・ 議題 1 及び議題 2 に係る部分のうち、事務局長発言部分及び委員発言部分の一部	

イ：「②令和 5 年 7 月 20 日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	原処分を取り消して公開することとした理由
会議録	条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当しないと判断したため。
・ 議題 1 に係る部分から議題 6 に係る部分までのうち、事務局長発言部分及び委員発言部分の一部並びに特記事項欄の記載	
《様式 9》住民監査請求に伴う確認事項（請求人）	同上
・ 「確認事項」の欄、「メモ」の欄及び「着眼点」の欄	
《様式 9》住民監査請求に伴う確認事項（財務部契約検査課）	同上

・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
---	--

ウ：「③令和５年８月２日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	原処分を取り消して公開することとした理由
≪様式９≫住民監査請求に伴う 確認事項（請求人）	条例第６条第１項第６号に該当しないと判断したため。
・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
≪様式９≫住民監査請求に伴う 確認事項（財務部契約検査課）	同上
・「確認事項」の欄、「回答」の欄及び「着眼点」の欄	
住民監査請求 請求人陳述	条例第６条第１項第７号に該当しないと判断したため。
・タイトル、日時、出席した監査委員氏名、傍聴者人数を除く全ての部分（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを除く）	
住民監査請求 関係職員調査記録	同上

・タイトル、日時、出席した監査委員氏名、傍聴者名を除く全て	
-------------------------------	--

エ：「④令和５年８月１６日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	原処分を取り消して公開することとした理由
会議録	条例第６条第１項第６号に該当しないと判断したため。
・議題５に係る部分のうち、事務局長発言部分及び担当者発言部分委員発言部分並びに特記事項欄の記載	
監査意見書案	同上
「３ 監査の結果」及び「（２）監査委員の判断」の記載を除く部分	

オ：「⑤令和５年８月２３日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	原処分を取り消して公開することとした理由
監査意見書案	条例第６条第１項第６号に該当しないと判断したため。
「３ 監査の結果」及び「（２）監査委員の判断」の記載を除く部分	

(別紙 3) 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するため非公開とする部分

ア：「①令和 5 年 7 月 13 日開催の監査委員会会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 発言者氏名（委員以外の者の発言部分及び全委員の一致による発言部分を除く）	

イ：「②令和 5 年 7 月 20 日開催の監査委員会会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 発言者氏名（委員以外の者の発言部分及び全委員の一致による発言部分を除く）	

ウ：「③令和 5 年 8 月 2 日開催の監査委員会会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 議題 1 及び議題 2 に係る部分の発言部分 ・ 議題 1 及び議題 2 に係る部分の発言者氏名（全委員の一致による発言部分を除く）	

エ：「④令和５年８月１６日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 議題４に係る部分の発言部分 ・ 議題１から議題４までに係る部分の発言者氏名（委員以外の者の発言部分及び全委員の一致による発言部分を除く）	
監査意見書案	同上
「３ 監査の結果」及び「（２）監査委員の判断」の記載	

オ：「⑤令和５年８月２３日開催の監査委員会議に関する資料」

非公開とした部分	非公開とした理由
会議録	監査委員会議における協議内容であり、公にすることにより率直な意見交換や意思決定中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
・ 議題２に関する部分の発言部分 ・ 議題１及び議題２に関する部分の発言者名（全委員の一致による発言部分を除く）	
監査意見書案	同上
「３ 監査の結果」及び「（２）監査委員の判断」の記載	